



法人募集

ふとみ保育所運営法人を募集します

● 平成 31 年度からの運営法人を募集

町では、当別町子ども・子育て支援事業計画等により、幼児教育・保育環境について民間活力の導入による幼保一元化（認定こども園化）を推進しており、その取り組みの一つとして、ふとみ保育所を公設民営方式で運営してきました。現在の運営体制や住民ニーズを踏まえ、太美地区での認定こども園を設置するため、ふとみ保育所を「公私連携幼保連携型認定こども園」として管理・運営する法人を募集します。

● 募集対象となる法人

石狩管内において、保育所・幼稚園・認定こども園の運営経験が3年以上ある社会福祉法人か学校法人です。詳細は募集要項等をご覧ください。

● 応募用紙の配付・受付期間

▼応募申込書配付期間

平成 30 年 7 月 27 日（金）まで 平日 9 時～17 時
（町ホームページからもダウンロードできます）

▼応募受付期間

平成 30 年 8 月 3 日（金）まで 平日 9 時～17 時

● 選考方法

当別町が設置する「ふとみ保育所運営法人選定審査委員会」で書類審査等を行い、法人を決定します。

● 問合せ・申込書配付・申込受付

町教委子ども未来課子ども係
（ゆとろ内・☎ 23 - 3024）

採用試験

平成 31 年度石狩管内町村職員採用資格試験

～平成 31 年 4 月 1 日採用予定 町内に居住できる方の応募をお待ちしています～

▼採用予定数・受験資格

町村名	初級職		上級職		社会人	
	一般事務	一般行政	一般事務	土木技術	一般事務	土木技術
当別町	3	5	3	1		
新篠津村	—	2	1	—		

・初級職

【一般事務】平成 9 年 4 月 2 日から平成 13 年 4 月 1 日までに生まれた者で、学校教育法による高等学校卒業程度以上の学力を有する者または平成 31 年 3 月卒業見込みの者。

・上級職

【一般行政】平成 3 年 4 月 2 日から平成 9 年 4 月 1 日までに生まれた者で、学校教育法による大学を卒業または平成 31 年 3 月卒業見込みの者。

・社会人

【一般事務】当別町採用は、昭和 54 年 4 月 2 日から昭和 63 年 4 月 1 日までに生まれた者で、学校教育法による高等学校（大学院、大学、短期大学および高等専門学校の卒業を含む）を卒業し、かつ、民間企業等における職務経験が直近 7 年中 5 年間以上ある者。
（新篠津村採用は、昭和 56 年 4 月 2 日から昭和 60 年 4 月 1 日までに生まれた者。）

【土木技術】昭和 48 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、学校教育法による高等学校（大学院、大学、短期大学及び高等専門学校の卒業を含む）を卒業し、かつ、民間企業等において上下水道工事の計画、設計、施工管理等の職務経験が直近 7 年中 5 年間以上ある者。

▼一次試験日 9 月 16 日（日）

▼試験会場 北海道医療大学（当別町金沢 1757 番地）

▼受験用紙の請求方法

申込書は役場総務課・太美出張所（太美郵便局内）・石狩町村会に備え置きます。郵送を希望する場合は、120 円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（A4 判）を入れて、石狩町村会まで郵送で請求してください。

また、町ホームページからダウンロードができます。

▼受付期間

7 月 2 日（月）～8 月 3 日（金）、9 時～17 時
※土・日曜日、祝日を除く。

※郵送で提出の場合は、8 月 3 日までの消印有効。

▼申込先 石狩町村会（〒060 - 0004 札幌市中央区北 4 条西 6 丁目北海道自治会館 6 階）

■問合せ 役場総務課人事係（☎ 23 - 2330）
石狩町村会（☎ 011 - 261 - 6510）

ゴミ出し

使用済み蛍光管・電球ゴミの出し方が変わります

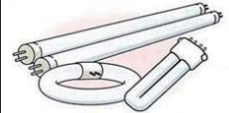
問合せ
環境生活課
環境対策係
☎ 23-2503

蛍光管・電球の出し方が、7月から変更になります。
電池・水銀製品の出し方は、これまでどおりで変更ありません。

※6月に家庭保存用の「美観・好感 当別かわら版」を配付していますが、紛失したなど必要な方はご連絡ください。

■ これまでは

品名	状態	収集日
蛍光管	割れていない	燃やせるごみの日 (無料)
	割れたり破損している	燃えないごみの日 (有料)
電球 (LED 含む)	割れているまたは割れていないにかかわらず	燃えないごみの日 (有料)



■ 7月からは

品名	状態	収集日	搬出方法
蛍光管 電球 (LED 含む)	割れているまたは割れていないにかかわらず	燃やせるごみの日 (無料)	透明または半透明の袋に入れて出してください。

※蛍光管及び電球は、破損していないものと破損しているものを必ず分別し、袋を分けて出してください。
※割れたり破損した蛍光管と電球については、新聞紙等に包んで出してください。

推進員紹介

あなたの地区の保健推進員

問合せ
保健福祉課健康推進係
(ゆとろ内)
☎ 23-4044

町では、こころも体も元気で暮らせるまちづくりのために、町内会長の推薦により、保健推進員を委嘱しています。保健推進員は、健診の案内や健康福祉出前講座の開催、健康に関するセミナーへの参加の呼びかけ等、町内会と連携しながら地域の皆さんの健康づくりの推進のために活動しています。



町内会	氏名
幸町	千葉 眞貴
弥生	豊島 信夫
旭町	金田 京子
万代町	小林 万世
白樺町	濱尾 守
北栄町	宮崎 美加
未広	加藤 英子
美里	小山内富美恵
錦町	菊池 正造
西町	山田 真弓
元町	佐々木裕美子

町内会	氏名
緑町	後藤田 系子
東町	三宅 孝子
春日町	佐藤 有希子
栄町	三上 富弘
下川町	高原 明美
六軒町	松本 めぐみ
弁華別・青山	中川 真由美
みどり野	荒木 典子
茂平沢	上村 千奈津
中小屋	平塚 敏明
金沢	佐藤 利津子

町内会	氏名
樺戸町	大森 早江
東裏	滝本 えみ子
蔵岱町	小野寺 俊江
対雁	白井 英子
川下右岸	青山 章子
川下左岸	山田 佐智子
太美北	佐々木 常子
太美寿	山崎 喜代子
太美中央	岡田 啓子
太美東	坂上 悦子
太美西	伊藤 隆志

町内会	氏名
太美南	見原 美智子
当別太	熊谷 美智子
太美スター ライト	澤山 早恵里
ビトエ	青柳 文吉
高岡	近藤 愛子
獅子内	川村 ゆかり
スウェーデン ヒルズ	岡部 明
上当別	遠藤 玲子
若葉	高田 一枝

8月分から 65歳以上の サービス利用時の自己負担割合が変わります

平成30年8月から、65歳以上の方の介護保険サービスを利用したときの自己負担割合は、前年の所得に応じて、1割・2割・3割の3段階となります。

負担割合	条件
3割 (新設)	①、②の両方に該当する方 ①本人の「合計所得金額※1」が220万円以上 ②本人を含めた同じ世帯の65歳以上の方の「年金収入※2」と「その他の合計所得金額※3」の合計が ・単身世帯 340万円以上 ・2人以上世帯 463万円以上
2割	3割負担の対象とならない方で、③、④の両方に該当する方 ③本人の「合計所得金額」が160万円以上 ④本人を含めた同じ世帯の65歳以上の方の「年金収入」と「その他の合計所得金額」の合計が ・単身世帯 280万円以上 ・2人以上世帯 346万円以上
1割	上記(2割、3割負担)の対象とならない方

- ※1 「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を引いた金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
 ※2 「年金収入」には非課税年金(障害年金・遺族年金)は含まれません。
 ※3 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金収入に係る雑所得を引いた金額です。

■負担割合証について

7月中に要介護・要支援認定など対象者の方に、新しい負担割合証(8月から適用)を郵送します。

■平成30年度介護保険料決定通知書について

65歳以上(第1号被保険者)の方に対し、平成30年度の介護保険料段階と保険料の年額が記載した通知書を**7月中旬**に送付します。特別徴収(年金天引き)の方には保険料額決定通知書を、普通徴収(年金から天引きされない)の方には、保険料額決定通知書と納付書を送付します。

《介護保険料の変更点とその事由》

①保険料は引き上げとなります。

今後3年間において、介護保険サービスの利用者が増えるなどの費用の増加が見込まれるためです。

②保険料の段階数が9段階から10段階に変わります。

各段階における年間保険料等詳細は、広報5月号でお知らせしましたが、ご不明な点はお問い合わせください。

介護保険料の納付は 安心・確実な口座振替で!

普通徴収の納付には口座振替が便利です。納付書と預(貯)金通帳、**通帳と使用の印鑑**を持参して口座のある金融機関で申し込みができます。

▼口座振替の申し込みができる金融機関

- ・北海道銀行
- ・北洋銀行
- ・北海道信用金庫
- ・北石狩農業協同組合(本所、西当別支所)
- ・ゆうちょ銀行

後期高齢者医療

平成30年度保険料・保険証（被保険者証）の更新

問合せ
住民課国保・
後期高齢者医療係
☎23-2467

●平成30年度保険料は7月中旬に個別にお知らせします

＜保険料の計算方法＞

$$\begin{array}{l} \text{均等割} \\ \text{【1人当たりの額】} \\ 50,205 \text{ 円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{所得割} \\ \text{【本人の所得に応じた額】} \\ \text{(平成29年中の所得 - 33万円)} \times 10.59\% \end{array} = \begin{array}{l} \text{1年間の保険料} \\ \text{【限度額 62万円】} \\ \text{(100円未満切り捨て)} \end{array}$$

■年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※所得とは、前年の収入から必要経費（公的年金等除や給与所得控除額など）を引いたものです。

●保険証と減額認定証が新しくなります

現在ご使用の「後期高齢者医療被保険者証」「減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）」は、有効期限が平成30年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証等を郵送により交付します。

■新しい保険証は「**桃色**」、減額認定証は「**水色**」になります。

医療費助成制度をご存知ですか？

問合せ
保健福祉課福祉係
(ゆとろ内)
☎23-3019

保険診療の自己負担分を町が助成します。
年齢や世帯の住民税課税状況によって一部負担金があります。

【乳幼児等医療費】

- ・入院にかかる医療費：0歳～18歳の年度末まで無料
- ・通院にかかる医療費：0歳～小学校就学前まで初診時一部負担金のみ負担

【重度心身障がい者・ひとり親家庭等医療費】

- ・住民税課税世帯：医療費の一部を負担
 - ・住民税非課税世帯：初診時一部負担金のみ負担
- ※18歳の年度末までの入院及び小学校就学前までの通院については、乳幼児等医療費と同様の助成が受けられます。

制度種別	対象者	手続きに必要なもの
乳幼児等医療費	①入院及び指定訪問看護は、18歳の年度末までの児童 ②通院は、小学校就学前までの児童	・対象児童の健康保険証 ・印鑑
重度心身障がい者医療費	①身体障害者手帳1・2級の方と3級の内部障がいの方 ②療育手帳A判定の方、または重度の知的障がいと診断された方 ③精神障害者保健福祉手帳1級の方（入院にかかる医療費は対象外）	・対象者の健康保険証 ・印鑑 ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
ひとり親家庭等医療費	①ひとり親家庭で父か母に扶養または監護されている児童とその親 ②両親の死亡・行方不明などの理由により、両親以外の方に扶養されている児童 ※対象期間は児童の20歳の誕生月の末日まで（18歳以上の児童は在学証明書等の扶養されている旨の証明が必要） ※児童は入院と通院、その親は入院のみ助成対象	・対象者全員の健康保険証 ・印鑑 ・児童扶養手当証明書もしくは対象者全員の全部事項証明書（戸籍謄本）または個人事項証明書（戸籍抄本）（離婚日等が分かるもの）

※初診時一部負担金は、医科580円、歯科510円、柔道整復270円（乳幼児等医療は除く）。

※自己負担の月額上限は入院57,600円、通院14,000円。

※入院時食事代、差額ベット代、薬の容器代、文書料等の保険外は助成対象となりません。

■これらの制度には所得の制限があります。

■平成30年1月1日時点で当別町に住民登録のない方は、「平成30年度所得・課税証明書」が必要です。

■平成30年1月1日時点で当別町に在住していても、所得の申告をしていない方は所得判定ができません。役場税務課税務係で申告をしてください。

■受給者証をお持ちの方で、次の場合は必ず届け出をしてください。

- ①健康保険証が変更になったとき
- ②他市町村に転出するとき
- ③転居したとき
- ④死亡したとき
- ⑤ひとり親家庭等は婚姻（事実婚含む）したとき